9.12.2 予測

(1) 予測内容

施設の存在による主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

(2) 予測方法

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により予測した。

(3) 予測地域・地点

予測地点は現地調査地点と同様とした。

(4) 予測時期等

施設の完成後とした。

(5) 予測条件

施設の造成計画及び建築計画は、「第 2 章 対象事業の目的及び概要、2.6 事業の 実施方法、2.6.3 施設配置計画」に示すとおりである。

(6) 予測結果

主要な眺望景観の変化の程度は、表 9.12-6(1)~(10)に示すとおりである。

表 9.12-6(1) 主要な眺望景観の変化の程度

No.1 ポピーハッピースクエア

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

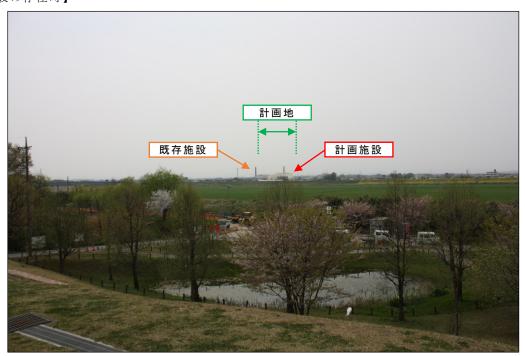
既存施設より左側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、計画地から約 3.1km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(2) 主要な眺望景観の変化の程度

調査地点 No.2 高尾さくら公園 【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.5km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(3) 主要な眺望景観の変化の程度



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.3km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(4) 主要な眺望景観の変化の程度

No.4 さくら堤公園

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より左側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩 を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(5) 主要な眺望景観の変化の程度

【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.6km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(6) 主要な眺望景観の変化の程度

No.6 県道 33 号線(計画地東側)

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 1.5km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

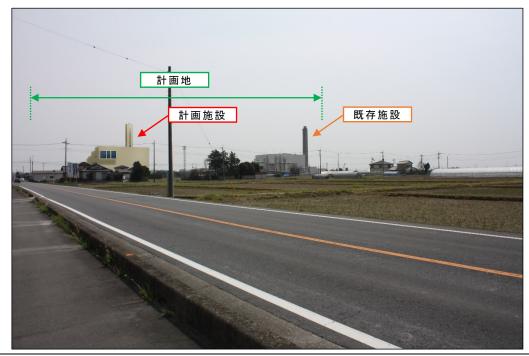
表 9.12-6(7) 主要な眺望景観の変化の程度

No.7 県道 33 号線(計画地西側)

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より左側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

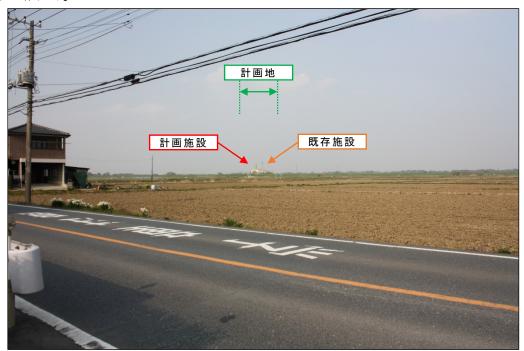
表 9.12-6(8) 主要な眺望景観の変化の程度

No.8 県道 76 号線(計画地南西側)

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設とほぼ同じ位置に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになるが、計画地から約 2.1km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

表 9.12-6(9) 主要な眺望景観の変化の程度

No.9 市野川堤防

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、周辺環境と調和する色彩を採用することから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

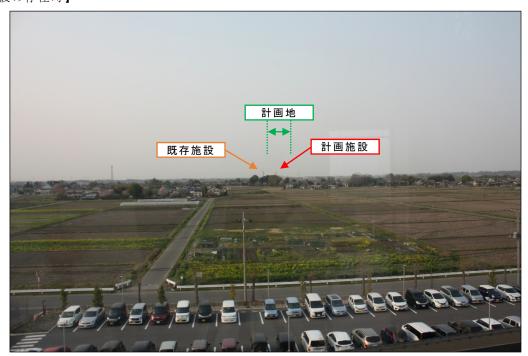
表 9.12-6(10) 主要な眺望景観の変化の程度

No.10 川島町役場展望台

【現況】



【施設の存在時】



【眺望の変化】

既存施設より右側に計画施設の煙突が視認できるようになるが、計画地から約 3.0km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

9.12.3 評価

(1)評価方法

(a) 影響の回避·低減の観点

景観において、眺望景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り 回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

(b) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市町により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等が無い場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

景観に関しては、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画において、景観形成基準が表 9.12-7 のとおり定められている。

このことから、景観に係る環境保全目標は、「周辺の景観との調和が図られていること」とした。

表 9.12-7 景観に係る関係計画等

関係計画等	内容		
埼玉県景観計画	【景観形成基準】		
(平成 28 年 4 月、	(ア)遠景~中景(広域景観の中でのあり方)		
埼玉県)	a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。 (イ)中景〜近景(周辺景観の中でのあり方) a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 c 建築物等の形態は、周辺のまも並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 (ウ)建築物等のデザイン a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。		
	【大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準】		
	関越道以東で用途地域が定められていない区域		
	色相	明度	彩度
	7.5R から 7.5Y	2を超える	6 を超える
		2 以下	_
	7.5RP から 7.5R(7.5R は含まない)	2を超える	4 を超える
	7.5Y から 7.5GY(7.5Y は含まない)	2 以下	—
	7.5GY から 7.5RP	2を超える	2を超える
	(7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 以下	
	N	2 以下	_

(2) 環境の保全に関する配慮方針

- ① 圧迫感を与えない施設形状及び配置計画に努める。
- ② 建築物には周辺環境と調和する色彩を採用する。
- ③ 計画地敷地周囲への植栽及び計画地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。

(3) 評価結果

(a) 影響の回避·低減の観点

事業の実施にあたっては、環境の保全に関する配慮方針に示すとおり、施設計画や 緑化計画に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減されると評価した。

(b) 基準・目標等との整合の観点

事業の実施にあたっては、環境の保全に関する配慮方針に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や計画地周辺の植栽及び緑化に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減され、環境保全目標に適合すると評価した。